

## 土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」等に従い、また、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成21年4月1日施行）（令和4年4月1日改正）」に準拠して実施することとしているが、手広公共建設発生土受入地へ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

### 1 土壌簡易検査の対象工事

手広公共建設発生土受入地へ土砂を搬出するすべての工事。

### 2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積900㎡毎に5地点を測定地点として選点し、深さ5cmから50cmまでの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌酸湿度測定器で測定する。
- (2) 上記(1)の結果を様式Aに記入し、測定地点を記入した平面図を添付して監督員へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙1を参考とする。

### 3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記2の結果、水素イオン濃度指数の測定値が3.5から8.0の基準値を満たさない場合にあつては、その処理方法等について発注者と協議するものとする。
- (2) 協議の結果、土砂検定試験を行うときは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成21年4月1日施行）（令和4年4月1日改正）」（以下、「土砂検定基準」という。）に準拠して検定試験を実施するものとし、検定試験の項目は別表1、結果報告に係る様式は様式2とする。
- (3) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合した土砂については、協議により指定処分先の変更をすることがあります。また、基準値に適合しない土砂については、発注者、関係環境部局等とその処理方法等について協議するものとします。

### 4 その他

土砂搬入整理券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。

- 公共建設発生土搬入（変更）申込書
- 様式A（監督職員が内容確認した書面の写し）
- 様式2（上記3(2)に基づく検定試験を実施した場合）
- 監督職員から受理した土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」（様式1）及び添付書類の写し

（土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合は、検定試験結果証明書（様式2）を含む。）